

事 務 連 絡
令和4年5月2日

地区薬剤師会担当役員 様

東京都薬剤師会
副会長 高橋 正夫

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業
における根拠となる資料提出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、令和4年2月28日付3都薬業発第38号で令和4年3月1日から開始された「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」のご案内をさせていただきました。

今般、その請求に必要な「請求の根拠となる資料」の提出についてご案内いたします。

つきましては誠に恐縮ではございますが、下記要領にてご提出下さいますよう貴地区会員へ周知をお願いいたします。

記

1. 提出方法：電子媒体での資料のアップロードをお願いいたします。
2. 提出する電子媒体：
 - ①スキャン、スマートフォン等で撮影したPDF、写真等
 - ②アップロードできるファイルの大きさは10MB以下
 - ③ファイル形式はZIP、PDF、JPG、GIF、PNG
 - ④アップロードできるファイル数は1か月につき1ファイル
3. 提 出 先：薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業のWebシステムの「請求の根拠となる資料のアップロード」から提出して下さい。
(3月、4月の請求、報告用フォーム 別紙参照)
https://eform.site/tpa_yakuzai2022/
4. 留意事項：①提出する資料の個人情報にはマスキングして提出して下さい。
②薬局において請求の根拠となる資料は適切に保管して下さい。
5. そ の 他：①令和4年度の本事業の患者宅等への**薬剤配送に係る費用の補助については令和4年4月30日で終了しておりますので5月1日以降の配送料等の請求はできません。**
②配送料の補助は終了しておりますが、「該当月すべての処方箋受付回数」、「うち、電話等で服薬指導」の入力は引き続きお願いいたします。

メールでのご質問のご協力をお願いいたします。 yakuzai-koufu@toyaku.or.jp

担 当：東京都薬剤師会 薬局業務課 E-mail：yakuzai-koufu@toyaku.or.jp F A X：03-3294-7359
--

別紙

- ◎この画面から根拠となる資料をアップロードして下さい。
アップロードは1か月につき1ファイルになります。

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業 電話等による服薬指導及び薬剤の配送等の実施状況

ログアウトする

A. 配送等の実施状況

B. 処方箋受付回数

C. 請求額振込先

D. 基本情報

3月分の処方箋受付回数等が未入力です。 [こちらから入力して下さい。](#)

新規登録

請求の根拠となる資料のアップロード（PDF、JPG、GIF、PNG、ZIP形式 / 10MBまで） （根拠となる資料の例）

配送料・交通費の金額がわかるもの（配送業者等の伝票の控え・請求書・領収書等・公共交通機関の領収書等）

3月分

1. 「ファイルを選択」ボタンをクリックの上、該当するデータをご選択ください。
2. ファイル選択後、「アップロード」ボタンを必ずクリックしてください。

- ◎3月分、4月分を①、②の順番でそれぞれアップロードして下さい。

請求の根拠となる資料のアップロード（PDF、JPG、GIF、PNG、ZIP形式 / 10MBまで） （根拠となる資料の例）

配送料・交通費の金額がわかるもの（配送業者等の伝票の控え・請求書・領収書等・公共交通機関の領収書等）

3月分

1. 「ファイルを選択」ボタンをクリックの上、該当するデータをご選択ください。
2. ファイル選択後、「アップロード」ボタンを必ずクリックしてください。

※ファイル名に必ず薬局名及び該当する月を入れてください

① **ファイルを選択** ファイルが選択されていません

② **アップロード**

4月分

1. 「ファイルを選択」ボタンをクリックの上、該当するデータをご選択ください。
2. ファイル選択後、「アップロード」ボタンを必ずクリックしてください。

※ファイル名に必ず薬局名及び該当する月を入れてください

① **ファイルを選択** ファイルが選択されていません

② **アップロード**